



高遊原じん芥処理

業務隊長	所 掌			
	派遣隊長	施設班長	工事企画	管財
				

合 議				
管理科長	當繕班長	工事企画	管財主任	施設管理
				

仕 様 書

件 名	高遊原じん芥処理	所 属	健軍駐屯地業務隊高遊原派遣隊
		作成年月日	令和 6年 2月 7日
		作 成 者	防衛事務官 梅井 美徳

1 総 則

本仕様書は、「高遊原じん芥処理」について適用する。

2 場 所

熊本県上益城郡益城町大字小谷1812 陸上自衛隊高遊原分屯地

3 実施事項

分屯地から排出するじん芥（事業所ゴミ）の収集運搬及び処理

4 一般事項

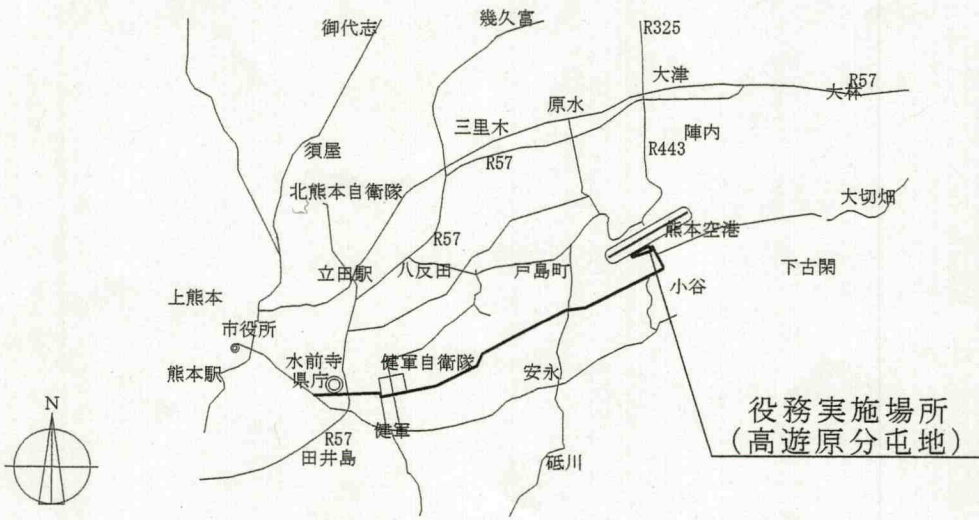
- (1) 本作業は、本仕様書による他、関係法令に基づき実施すること。
- (2) 隊員若しくは部外者等に損害を与えた場合、又は施設等を破損した場合で、その原因が本役務に関わると認められた場合、請負者が補償及び賠償の責を負うこと。
- (3) 本役務の安全管理については、請負者の負担と責任において実施すること。
- (4) その他疑義が生じた場合は、監督官と調整の上実施すること。

5 特記事項

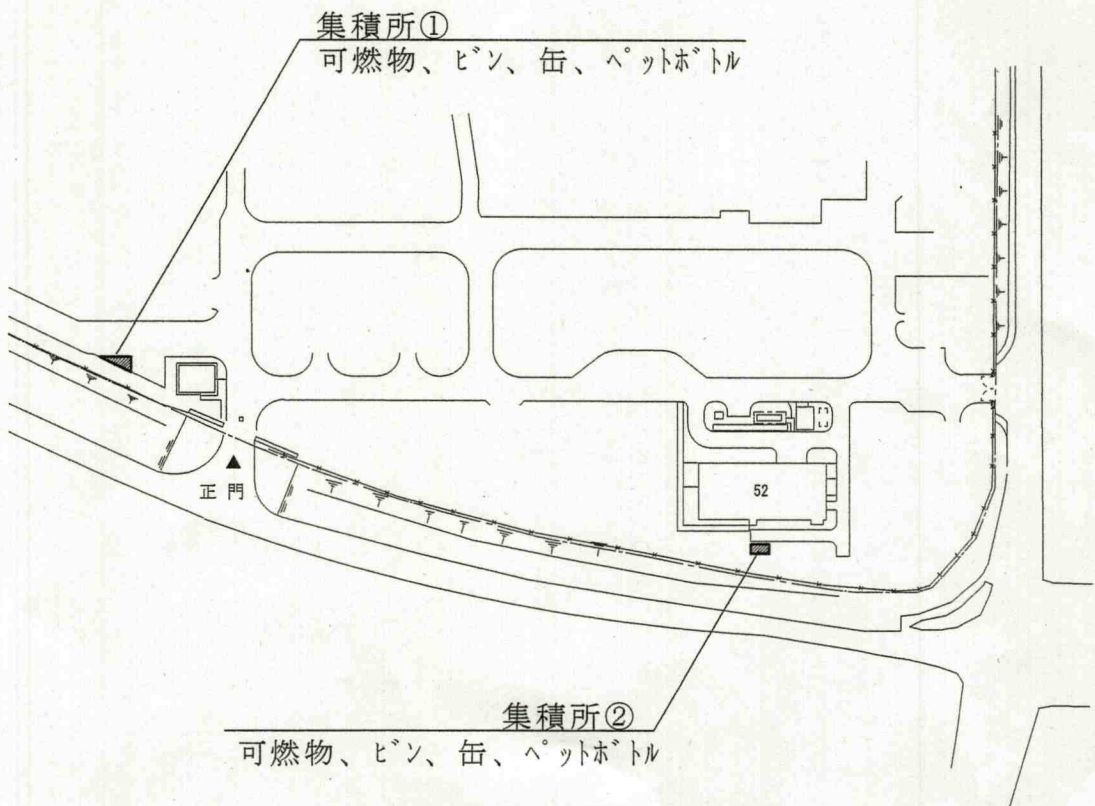
- (1) じん芥収集区分、予定数量、収集日は下記のとおりとする。ただし、長期休暇期間及び部隊諸行事実施時には収集日を変更する場合がある。

区 分	予定数量 (年間)	収 集 日
可燃物 (古紙類は含まない)	27 t	毎週金曜日
ビン・缶・ペットボトル	3 t	毎月平日の最終日
運搬車両 (可燃物)	52 台	
運搬車両 (ビン・缶・ペットボトル)	12 台	

- (2) じん芥収集においては、積み残しがないように実施するものとする。一度に積み込みが出来ない場合は、処理施設に運搬後、再度収集するものとする。
- (3) 処理施設へ運搬後、処理施設から発行される計量証明書等を保管し、一箇月を集計し計量証明書とともに監督官へ提出するものとする。



案内図 S=1:X



案内図 S=1:X